

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：移動図書館等運転士 大津市立図書館（本館）】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週35時間勤務）

2 募集職種 移動図書館等運転士（行政職2種）

3 業務内容

大津市立図書館（本館）で所管する移動図書館車等の運転業務および移動図書館に関連する行政事務

- (1) 図書資料の移送業務及び移動図書館さざなみ号の運転業務
- (2) 移動図書館業務（貸出・返却業務、図書資料の整理等）
- (3) 利用者対応等に関する窓口業務
- (4) 図書資料の整理等に関する業務
- (5) その他図書館運営に必要な業務

【業務内容の変更範囲】なし

4 応募資格

- (1) 大型自動車運転免許1種以上を有し、運転免許取得後1年経過していること
- (2) 過去に業務で大型自動車の運転経験があること
- (3) パソコン（ワード・エクセル等）の操作が行えること
- (4) 利用者対応等に従事可能であること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間 令和8年1月23日（金）から令和8年2月7日（土）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくな、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書
- ③運転免許証
- ④運転記録証明書（5年間）およびSDカード

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】月曜日及び祝日を除く 10 時から 17 時まで

【連絡先】大津市立図書館 「会計年度任用職員採用担当者」 まで

電話番号：077-526-4600

※令和 8 年 1 月 29 日（木）の館内整理日は休館のため、外線電話が繋がりません。ご注意ください。

7 選考日時及び選考会場

令和 8 年 2 月 13 日（金）13 時 30 分～ 大津市立図書館 3 階 視聴覚ホール、集会室

8 選考方法 面接試験

※上記 6 に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、2 月 20 日頃に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 採用後 1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）を条件付き採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	原則あり (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市浜大津二丁目 1-3 大津市立図書館（本館）
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週 5 日（火曜日～土曜日）
休日	月曜日、日曜日、祝日分の休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇 1 年目 10 日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週 35 時間勤務（1 日 7 時間 × 週 5 日） 休憩 60 分 シフト制 8:45～16:45／9:15～17:15（いずれも 60 分の休憩あり）
基本給	週 35 時間勤務 月額 207,875 円～231,774 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年 2 回 年間最大 4.65 月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合に支給。上限月額 55,000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

	営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none">・給与等支給日：当月 20 日・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。